労働争議調査表

No. 7

（昭和　年　月分）

項目	内容
名稱	日華製油株式會社若松工場　社長 南郷三郎　工場長 中森延一
所在地	若松市濱町一関
事業種類	製油　資本金 四百万円
發生	昭和十一年三月二十九日
解決	昭和〃年四月二日
勞働者	總數 職工 三〇六名、人夫 二三〇（内女四九）　參加人員 人夫 二三〇（内女四九）
勞働組合關係團体	ナシ
紛議・怠業・罷業・休業	罷業
原因	貨物專用電車布設に依る請負運搬の既得權侵害の補償金要求
要求事項	補償金七万円（年補金一万円向ふ七ヶ年分）
經過	双方強硬に對峙し直接行動の気運漂ひしも若松署長間に入り斡旋努力の結果

解決事項

一、会社は酒宗営業者に対し涙金として金五千円也を支給す。

二、現在酒宗営業者所有の馬車に対して今後酒宗市の名義にて使用すること、但し他日市営貨物電車開通し会社が電車を使用する場合に於ても失業することあるべき馬車に対しては一台に付参百円を支給す。

三、酒宗営業所有仲間控室の什器備品一切は金千六百円也にて買上ること。

四、会社直扱仲間世話頭酒宗市出面の内より今後三ヶ年間は三人宛を酒宗営業者の生活費として補助することを認む。尚本人の心掛け並事情如何に依りては

備考

七、父母妻子死亡の時は五日間を休とすること

八、解雇職手当支給の件

イ、勤続満一ヶ年以内は一ヶ月分支給

ロ、勤続一ヶ年以上は一ヶ月を標準とし毎年五日分加算のこと

ハ、五年以上は一月に対し二日、十年以上は一月に対し三日分加算のこと。

九、健康保険給付金は書類の具備せざるものに対しては会社に於て適宜立替をなすこと

十、残業一時間に付一分二厘の歩増をなすこと。

十一、附帯条件

本争議に関し犠牲者を出さざること。

争議費用並争議期間中の従業員の日給全額会社負担のこと。

三、定期昇給制確立の件

本條項は会社の主旨を尊重し之を撤廃す。

四、健康保険給付金立替の件

給付書類具備するものには申告により会社に於て一時立替をなすものとす。

五、休日制度の件

イ、公休日は月二回とす

但し初荷の際正月一日出勤を要したるものに対しては祝儀として金一封を包む

ロ、盆の休日を二日とす

ハ、紀元節、明治節、天長節を休日とす

並休日には日給を支給す但し不足日に限り例月の公休日二日の内一日を繰入るるものとす。

六、従事支給したる功労賞金の件

従来支給したる功労賞金は之を継続す今後特に功労ありと認めたる者に対しては適宜の形式で之に酬ゆ。

七、兵役並に忌引に関する件

イ、徴兵検査一日、点呼一日とし右公休を与へ日給を支給す

ロ、勤務演習は其の間日給の二割を支給す。

ハ、忌引は父母妻子の場合に限り公休三日を与へ日給を支給す

八、残業時間歩増の件

定時間外労働は実働時間に付き日給の二割五分の割合を以て計算す。

九、皆勤賞制度の件

欠勤したる場合は月二回の公休日に対し日給を支給せず但し已むを得ざる事情により前日又は当日午前十時迄に理由と共に事務所に届出たる場合に限り二分の一を支給す。

財團法人協調會福岡出張所